

上江別自治連合会 個人情報事務取扱要綱

(平成 29 年 6 月 10 日役員会決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は上江別自治連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取り扱いに関する事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第 3 条 本会は、この個人情報事務取扱要綱を、定期総会資料や回覧または、上江別自治会館（以下「自治会館」という。）に掲示して周知するものとする。

(個人情報の取得)

第 4 条 本会は、会員および一般利用者からの「自治会館使用申込書」のほか、会員からの「事業の参加名簿」などを受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、自治会館使用申込書の作成に必要な氏名、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先その他の項目で、会員が同意する事項とする。

(訂正と削除)

第 5 条 本会は、保有する個人情報の訂正または削除の請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正または削除をしなければならない。

(利用)

第 6 条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、自治会館利用者管理、その他文書の送付など
- (2) 自治会館利用者の保険請求手続き

- (3) 本会役員名簿の作成
- (4) 安全・安心で住みよいまちづくり活動
- (5) 災害時における要援護者の支援活動

(管理)

第7条 収集した個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理する。

- 2 役員名簿は、配付を受けた個々の会員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかにシュレッダー等で廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 国の機関若しくは北海道、江別市又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (4) 個人情報のうち役員に関するもので、江別市、自治会連絡協議会、又はこれらに準じる公共目的団体・学校が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

附 則

この要綱は、平成29年6月10日から施行する。